様式第18号（第7条関係）

承認する。

承認しない。

工事完了公告前の建築等承認（不承認）通知書

第　　　　　号

住所

氏名又は名称

及び代表者名

　　　　年　　月　　日付で申請のあった　　　　　　　　　　については、都市計画法第37条第１項ただし書の規定により

　　　　　　　　年　　月　　日

丸亀市長

承認の内容（不承認の場合は申請の内容）

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物等を建築しようとする土地の所在・地番及び面積 |  |
| 開発許可年月日及び許可番号 |  |
| 建築の承認をする建築物等 |  |

承認の条件（不承認の理由）

・　工事完了後は、速やかに工事完了届出書を提出すること。

・　工事完了公告前には建築物等を使用してはならない。

（付記）

１　この承認に係る建築行為の施行に際しては、都市計画法令、承認条件、指示命令その他関係法令等を守り工事の適正万全を図ること。

２　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができる。

３　この処分については、上記２の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、丸亀市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

４　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。